

## 君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センター整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の市域（以下「圏域」という。）内に新たに整備する児童発達支援センター（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の施設整備に要する経費の一部を、予算の範囲内において交付する補助金に関し、君津郡市広域市町村圏事務組合社会福祉法人の助成に関する条例（平成15年君津郡市広域市町村圏事務組合条例第6号）及び君津郡市広域市町村圏事務組合補助金等交付規則（昭和46年君津郡市広域市町村圏事務組合規則第5号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、児童発達支援センター整備運営事業者の公募により選定した社会福祉法人とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、圏域内に新たに整備する児童発達支援センターの施設整備事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、基本設計費、実施設計費、建設工事費、工事監理費等の建物に直接関係する経費及び園庭・駐車場整備その他管理者が必要と認める付帯工事とし、土地の取得等に関する経費、備品の調達に係る経費は対象外とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から国・県交付金等の収入額を控除した額の2分の1とし、2億4千万円を上限とする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）、規則第3条に規定する書類及び次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 施設の配置図、平面図及び立面図
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 管理者は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る事業が補助金の交付の目的及び内容として適当であるかどうかを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、規則第4条に規定する補助金交付決定通知書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。この場合において、管理者は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(計画の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の計画に変更（軽微なものを除く。）を加えようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第12条に定める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 管理者は、前条の規定により報告を受けた際は、規則第14条の規定により交付すべき額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書を管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 管理者は、補助事業者が、次の各号の一に該当するものと認めたときは、補助金の交付決定の取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 法令違反があったとき
- (2) 規則、この要綱又は協定に違反したとき
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
- (4) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき
- (5) 次条の規定に反して財産の処分を行ったとき

(財産の処分制限)

第13条 補助事業により取得した財産は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により各省各庁の長が定める期間を経過するまでの間、管理者の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、破壊し、又は廃棄してはならない。

（帳簿等の備付）

第14条 補助事業者は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後少なくとも5年間は保管しなければならない。

（調査又は報告）

第15条 管理者は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助金の執行、状況等について、実地検査、必要な書類、帳簿等の調査、又は報告を求めることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別 記

第1号様式（第6条）

補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

代表者氏名

印

圏域内に新たに整備する児童発達支援センターに係る整備費補助金の交付を受けたいので、君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センター整備費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

第2号様式（第7条）

補助金交付決定通知書

年 月 日

様

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者

年 月 日付けで申請のあった児童発達支援センター整備費補助金については、君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センター整備費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助金決定額 円
- 2 交付条件